



名古屋市教育委員会事務局職員採用選考案内

(一般任期付職員・育休代替任期付職員)

【申込期間:令和8年9月15日(火)から令和8年10月17日(土)まで(必着)】

「なごや子ども応援委員会」に勤務していただく職員を募集します。
採用試験に関する最新の情報は、名古屋市公式ウェブサイトでお知らせします。
※ 試験日程等が変更となる場合があります。

1 選考区分・採用予定人数・主な職務内容

選考区分	職 種 区 分	採用予定人数
I	子ども応援委員会スクールカウンセラー（応援委員会 S C）	13 名 程 度
	子ども応援委員会スクールカウンセラー（育休代替）（応援委員会 S C（育休代替））	若干名
	【主な職務内容】勤務校及び同一ブロック内の学校における、授業（特別活動を含む）を始め学校生活全般に対する心理教育等の観点に基づく援助、児童生徒に対する相談・心理カウンセリング、学校と協働した問題行動の未然防止の取り組み、保護者や教職員に対する支援・相談・情報提供、緊急支援を要する事案への対応・支援等の業務を他職種と協力して行う。	
II	子ども応援委員会スクールソーシャルワーカー（応援委員会 S S W）	若干名
	【主な職務内容】勤務校及び同一ブロック内の学校における、児童生徒がおかれている環境への働きかけ、関係機関等とのネットワークの構築・連携・調整、学校と協働した問題行動の未然防止の取り組み、保護者や教職員に対する支援・相談・情報提供、緊急支援を要する事案への対応・支援等の業務を他職種と協力して行う。	

- ※ 採用後「主な職務内容」に掲げるもの以外の職務に従事することになる場合もあります。
- ※ 採用予定人数は現時点での目安であり、今後の事業計画等により変動することがあります。
- ※ 一般職の地方公務員となるため、秘密を守る義務や営利企業への従事等の制限、政治的行為の制限等法令に基づく服務上の制約があります。現に民間企業等に勤務している場合は、任用開始前に現在の勤務先を退職していただく必要があります。また、地方公務員法第22条に規定する条件付採用期間があります。
- ※ 複数の選考区分への申込みはできません。また、申込期間終了後の選考区分の変更は一切できません。

2 身分・任用期間等

(1) 身分及び任用期間等

ア 応援委員会SC及び応援委員会SSW

一般任期付職員（任期を定めて採用される正規職員）

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

※令和10年4月1日から令和14年3月31日までの間、制度変更や組織の改廃など特段の事情がある場合を除き、勤務実績等を考慮して1年を単位として任用期間を更新する場合があります。

イ 応援委員会SC（育休代替）

育児休業代替任期付職員（任期を定めて採用される正規職員）

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

※被代替職員の育児休業の取得状況等により、任用期間を変更する場合があります。被代替職員が育児休業から復職する場合は、復職日の前日が任用期間の末日となります。

なお、選考区分Ⅰに申込みされた方は、応援委員会SC及び応援委員会SC（育休代替）のどちらにも申込みされたものとして取り扱います。

(2) その他

本選考により任期付職員として採用されることは、その他の名古屋市職員の採用に際して、いかなる優先的な取扱いを受けるものではありません。

3 受験資格

次の(1)及び(2)のすべての要件を満たすことが必要です。

(1) 次のいずれにも該当しない方

- ・ 地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者
- ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
- ・ 令和8年12月25日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下、「こども性暴力防止法」という。）第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者

(2) 資格等

本市の教育活動に理解があり、学校現場において子どもや親への対応に意欲的に取り組む姿勢を持ち、基本的なパソコン操作（エクセルでの集計作業、ワードでの資料作成等）ができる方のうち、次のⅠ～Ⅴのいずれかに該当する方

選考区分	要 件
応援委員会 S C ・ 応援委員会 S C (育休代替)	次のⅠ～Ⅲのいずれかに該当する方 Ⅰ 公認心理師資格を有する方（資格取得見込みを含む） Ⅱ 臨床心理士資格を有する方（資格取得見込みを含む） Ⅲ 次の①～③のいずれかに該当する、心理に関する知識経験を有する方 ① 大学院修士課程を修了又は修了見込みで、かつ、心理業務又は業務として児童生徒を対象とした相談業務に1年以上の経験を有する方 ② 大学若しくは短期大学を卒業し、かつ、心理業務又は業務として児童生徒を対象とした相談業務に5年以上の経験を有する方 ③ 臨床心理士指定大学院（第1種、専門職）を修了又は修了見込みで、かつ、45時間以上学校現場における臨床心理実習をされた方
応援委員会 S S W	次のⅣ～Ⅴのいずれかに該当する方 Ⅳ 社会福祉士又は精神保健福祉士資格を有する方（資格取得見込みを含む） Ⅴ 社会福祉に関する知識経験を有し、福祉業務に5年以上の経験を有する方

※ 修了見込み又は資格取得見込みとは、令和9年3月31日までに修了又は資格取得することを指します。なお、この日までに修了又は資格取得できない場合、合格が取り消しとなります。

※ 「児童生徒を対象とした相談業務」には、主たる業務が相談業務ではない業務は含みません。

※ 通算可能な職務経験は、令和8年9月15日時点で、年間280時間以上の勤務を1年以上継続して就業していた期間とします。

※ 上表Ⅲ①、Ⅲ②及びⅤの要件で申込みをされる方は、該当の業務従事期間について「業務従事証明書」を第1次選考受験会場で提出してください。また、「業務従事証明書」の様式は、名古屋市公式ホームページ（<https://www.city.nagoya.jp/shisei/saiyou/1004301/1004367/index.html>）からダウンロードしてください。

【職務経験期間の計算の方法】

- ・ 勤務を開始した日が月途中の場合、その月は1か月の就業期間とみなします。また、勤務を終了した日が月途中の場合においても、その月は1か月の就業期間とみなします。
(ただし、職務経験期間に通算できるのは一つの職務経験期間が1年以上継続している勤務に限ります。)
- ・ 休職、育児休業、介護休業などで休んでいた期間は通算しません。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号）等に基づく産前産後休業を取得していた期間は通算します。
- ・ 同一期間内の重複した職務経験は、一方のみを通算します。

(3) その他

日本国籍を有しない方の採用後の配置、異動、昇任などは、「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」に携わる公務員となるためには日本国籍が必要であるという「公務員に関する基本原則」を踏まえ、次のア及びイに該当しない範囲で行われます。その基準は、本市の「日本国籍を有しない職員の任用上の取扱いに関する規程」等に定められています。

ア 公権力の行使に該当する職務

イ 公の意思の形成への参画に携わる職

4 選考日程・選考方法等

(1) 主な選考の流れ

選考の流れ	日 程
申込期間	9月15日(火) ～ 10月17日(土)
メールによる受験票発送	10月20日(火)以降
第1次選考	10月25日(日) 会場：名古屋市内
第1次選考結果発表	11月16日(月)
第2次選考	11月28日(土)・11月29日(日)のうち、 教育委員会が指定する日 会場：名古屋市内
第2次選考結果発表	12月下旬

(2) 選考方法

ア 第1次選考

提出書類及び専門分野に関する論文による選考

第1次選考の会場等は、10月20日(火)以降にメール送付する受験票でお知らせします。なお、10月22日(木)までにメールが届かない場合は、「10 問い合わせ先」にご連絡ください。

イ 第1次選考結果の発表

結果発表日の午前10時から本市ウェブサイト合格者の受験番号を掲載します。併せて、第1次選考の合格者のみに、第1次選考合格者通知を郵送します。なお、11月24日(火)までに第1次選考合格者通知が届かない場合は、「10 問い合わせ先」にご連絡ください。

ウ 第2次選考

個人面接及び模擬相談による口述選考

第2次選考の会場及び日程は、第1次選考合格者通知でお知らせします。

エ 第2次選考結果の発表

結果発表日の午前10時から本市ウェブサイトには合格者の受験番号を掲載します。併せて、第2次選考をすべて受験した方全員に対し、合否結果を郵送します。

(3) その他

電話やメール等による選考日程、合否の問合せ等には応じられませんのでご了承ください。

5 選考内容

【応援委員会SC・応援委員会SC（育休代替）】

選考科目		配点	選 考 内 容
第1次選考	書類選考	60点	受験申込書により、子ども応援委員会の活動につながる経験及び抱負等について審査します。
	論文選考	140点	記述式選考により、子ども応援委員会業務及び心理等に関する知識、経験、理解、熱意等について審査します。
第2次選考	口述選考① (個人面接)	200点	個人面接により、心理及び学校教育に関する知識、経験、適性並びに人格識見を総合的に審査します。
	口述選考② (模擬相談)	400点	与えられたテーマについて模擬相談により、心理及び学校教育に関する知識、経験、適性並びに人格識見を総合的に審査します。

【応援委員会SSW】

選考科目		配点	選 考 内 容
第1次選考	書類選考	60点	受験申込書により、子ども応援委員会の活動につながる経験及び抱負等について審査します。
	論文選考	140点	記述式選考により、子ども応援委員会業務及び社会福祉等に関する知識、経験、理解、熱意等について審査します。
第2次選考	口述選考① (個人面接)	200点	個人面接により、社会福祉及び学校教育に関する知識、経験、適性並びに人格識見を総合的に審査します。
	口述選考② (模擬相談)	400点	与えられたテーマについて模擬相談により、社会福祉及び学校教育に関する知識、経験、適性並びに人格識見を総合的に審査します。

※第2次選考合格者は、第1次選考及び第2次選考の得点を総合して決定します。

※各選考において、得点が一定水準に達しない場合は不合格となります。

※なごや子ども応援委員会が求めている人材は、「なごや子ども応援委員会が求める資質・能力」を参考にしてください。

6 申込手続

(1) 申込方法

申込みはインターネットで、「名古屋市電子申請サービス」から行ってください。

- ・ 申込みについての問い合わせは、「10 問い合わせ先」の受付時間外は対応できません。
- ・ システム機器の保守整備等のため、申込期間中にシステムの運用を予告なく停止、休止等する場合がありますので、期限に余裕をもって、申し込んでください。
- ・ 使用されるパソコン等や通信回線上の障害などによるトラブルについては、一切責任を負いません。いかなる場合でも、申込期間を過ぎてからの申込みは無効です。
- ・ 本採用選考は、申込みによって試験の準備が進められ、その経費は市民の方に納めていただいた税金でまかなわれます。貴重な税金を有効に活用するためにも、受験申込をした方は必ず受験するようお願いします。

(2) 利用環境

インターネットに接続できるパソコン又はスマートフォンとメールアドレスのほか、PDFファイルで送付する受験票等を印刷するためにプリンターとAdobeReader等が必要となります。

- ・ AdobeReaderは以下のページから無料でダウンロードすることができます。
(<https://get.adobe.com/jp/reader/>)
- ・ 名古屋市電子申請サービスに関するよくあるお問い合わせと回答は、「よくあるご質問 (<https://graffer.jp/faq/>) 」をご覧ください。

(3) 申込みから第1次選考までの流れ

申込期間	9月15日(火)から10月17日(土)までに申込みが完了したもののみを有効とします。 ※申込みをする前に、本採用選考案内にて受験資格等を必ずご確認ください。
申込方法	① 名古屋市電子申請サービス (https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya) にアクセスしてください。 ② キーワード検索で、「なごや子ども応援委員会」と検索してください。 ③ 試験名を選択し、順次画面の指示に従って申込みをしてください。 ※申込時に使用したログイン方法やメールアドレス等は、システム管理者を含め第三者が内容を確認することはできませんので、忘れないようにしてください。

受験申込書 及び受験票 の発行	① 受験申込書及び受験票の印刷 10月20日(火)以降に送付するメール本文に従って、A4判の普通紙へ両面印刷してください。(PDFファイルとして発行します。) ② 受験申込書に写真を貼付 写真は、4cm×3cm、上半身・無帽・3ヶ月以内に撮影したものを使用してください。写真の裏側に記名をし、貼付してください。 ③ 受験申込書に署名 記載事項に誤りがないこと及び採用選考を受験するにあたっての誓約事項等を確認し、消えないボールペンで署名をしてください。 ※10月22日(木)までにメールが届かない場合は、「10 問い合わせ先」にご連絡ください。
第1次選考 (論文選考)	記述式選考により、心理又は社会福祉等に関する専門の知識、経験について審査します。 ※受験申込書、受験票等を持参してください。

(4) その他

- ・ 提出書類は一切返却しません。なお、採用選考において取得した個人情報、採用選考及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。
- ・ 本採用選考案内に記載された申込方法以外の方法による申込みは無効となります。
- ・ 身体の障害等のため受験上の配慮を必要とされる方は、申込手続き後にその旨を子ども応援課までご連絡ください。また、申込み後に不慮の事故等により受験上の配慮が必要となった場合も、至急、子ども応援課までご連絡ください。

7 合格から採用まで

- ・ 採用日は、原則として「2(1)身分及び任用期間等」のとおりです。
- ・ 選考区分Ⅰの第2次選考合格者は、成績が上位の者から順に応援委員会SC、応援委員会SC(育休代替)に採用します。
- ・ 第2次選考合格者について、欠員が生じた場合は、補欠合格者のうち、成績が上位の者から順に採用します。
なお、補欠合格の有効期間は、合格発表の日から任用期間の開始日の前日までです。
- ・ 合格発表後に、本採用選考の過程において不正行為が判明した場合、受験資格がないことが判明した場合又は受験申込書その他提出書類の記載事項に虚偽の申告等が判明した場合には、合格を取り消します。また、採用後に判明した場合には、採用を取り消します。
- ・ こども性暴力防止法に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当該職種の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めるこ

ととしています。このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認をします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

8 選考結果の閲覧

選考結果については、名古屋市個人情報保護条例の規定に基づき、閲覧することができます。

閲覧できる人	内 容	期 間	方 法
第1次選考 不合格者	・第1次選考順位 ・第1次選考総合得点 ・第1次選考合格基準点	各選考の合格者発表の日からその翌月同日まで（ただし、最終日が閉庁日の場合は、次の開庁日まで） 8：45から12：00 13：00から17：30 （土日・祝休日を除く）	教育委員会事務局子ども応援課において、下記の書類を提示してください。 なお、身分証明書は、運転免許証等の <u>氏名及び生年月日</u> の記載があるものに限り ます。 受験者本人が閲覧する場合 ・受験票 ・身分証明書 代理人が閲覧する場合 ・受験票 ・委任状及び委任者（受験者）の身分証明書の写し ・代理人の身分証明書
第2次選考 不合格者	・総合順位 ・総合得点 ・第1次選考得点 ・第2次選考得点 ・最終合格基準点		

※受験しなかった選考科目がある方は対象外となります。

※必要提示書類に不足がある場合は閲覧できません。

※電話・郵便等による請求は受け付けておりません。

9 主な勤務条件

勤務条件等は、人事給与制度等の改正により変わる場合があります。

（1）勤務時間及び勤務場所

勤 務 時 間	勤 務 場 所
月曜から金曜までの午前8時15分から 午後4時45分まで（1日当たり7時間45分）	教育委員会が指定する市立中学校等

※事業の実施状況により、勤務時間、勤務場所が変わる場合があるほか、勤務の振替えや時間外勤務を命ぜられることがあります。

(2) 初任給及び給与年額の例（令和8年4月1日現在）

学歴別年齢別給与モデルは次のとおりです。

基礎学歴		25歳	35歳	45歳	55歳
大学院修了 (修士課程)	月額	38万円	46万円	52万8千円	55万5千円
	年額	590万円	720万円	840万円	910万円
大学卒業	月額	37万4千円	44万6千円	51万4千円	55万円
	年額	580万円	700万円	820万円	880万円
・上表上段の初任給は、初任給給料月額に地域手当、管理職手当を加えたものです。なお、給与月額は、学歴や職歴に応じて決定するため、実際の給与月額は上のモデルより下回ることもあります。 ・この他に、扶養手当、住居手当、通勤手当などの諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。また、期末・勤勉手当が年2回、退職時に退職手当が支給されます。 ・上表下段は、令和8年4月1日付で採用された場合の給与年額を示しています。初任給給料月額のほか、地域手当、管理職手当、期末・勤勉手当が含まれています。 ・給与改定等により上表の額から変更となる場合があります。					

10 問い合わせ先

名古屋市教育委員会事務局子ども応援課

〒456-0031 名古屋市熱田区神宮三丁目6番14号 名古屋市教育センター6階

電話番号：052-684-4894

メール：a9507161@kyoiku.city.nagoya.lg.jp

受付時間：午前8時45分から正午、午後1時から午後5時30分

（土日・祝休日を除く。）

名古屋子ども応援委員会ホームページ（名古屋市公式ホームページ）

なごや子ども応援委員会	検索
-------------	----



【なごや子ども応援大綱】

「教えられる」から「自ら考える」へ、学びの転換を加速します

- ・ なごや子ども応援大綱(名古屋市公式ホームページ)



なごや子ども応援大綱では、「一人ひとりの人生の基盤としての理念」に基づく支援を推進しており、子ども応援委員会が大切にしている考え方です。

- ・ 「一人ひとりの人生の基盤としての理念」～あなたもわたしも「いま、ここ」にいたいと思える場をつくる～(解説)
(名古屋市公式ホームページ)



設置の背景と趣旨

いじめや暴力行為といった子どもの問題行動、不登校等は深刻化しており、教育上の大きな課題となっています。その要因・背景は、学校、家庭、地域や友人関係を始め多様であり、教員だけではなく、様々な専門的知識・経験を持った職員が連携・協力し、組織的な支援体制を整えることが求められています。

一方、多くの教育現場で、教員の負担を軽減するとともに、家庭や地域との連携をより一層図ることが求められています。

また、問題が起きた後の対応だけではなく、すべての子どもたちの発達を支援することが必要です。

こうした課題に対応するため、名古屋市では、常勤のSC・SSWなどからなる『なごや子ども応援委員会』を平成26年4月に設置しました。

なごや子ども応援委員会は、「ナゴヤ子ども応援大綱」(※1)に掲げる「一人ひとりの人生の基盤としての理念 ～あなたもわたしも『いま、ここ』にいたいと思える場をつくる～」(※2)の実現を目指して、日々の活動を行っています。

学校と共に、問題の未然防止、早期発見や個別支援を行い、子どもたちを支援する体制づくりを推進しています。

1 未然防止につながる取り組みの支援を行います。

- 学年集会・授業等における未然防止につながる取り組みの支援
- いじめ予防等につながる生徒会活動等への支援
- 子どもの権利に関わる授業づくりの支援

2 学校内の日常活動を通して、教員と協働し、子どもたちの悩みや心配事の早期発見に努めます。

- 授業、休み時間、給食、清掃、部活動、登下校時の見守り
- いじめ等対策委員会、職員会議、生徒指導会議、現職教育等の各種会議への参加
- 学校生活アンケートの分析・活用に際しての支援
- 危険箇所、たまり場等への定期的な巡視活動

3 幅広い相談対応を行います。

- 専門性と経験を活かした幅広い相談対応
- 家庭訪問等による子どもや保護者の支援

4 家庭、地域、関係機関との連携を強化します。

- 学校と地域・家庭との連絡調整
- 区役所、児童相談所、警察等との連携・情報交換
- 関係機関が開催する会議等への参加

(※1)「ナゴヤ子ども応援大綱」とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき、市長が定める教育の目標や施策の根本的な方針です。

(※2)「一人ひとりの人生の基盤としての理念 ～あなたもわたしも『いま、ここ』にいたいと思える場をつくる～」は、一人ひとりが大切にされる場をつくるための根本的な考え方が示されたものです。



すべての子どもたちのために



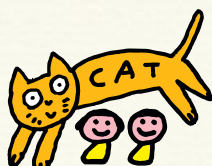
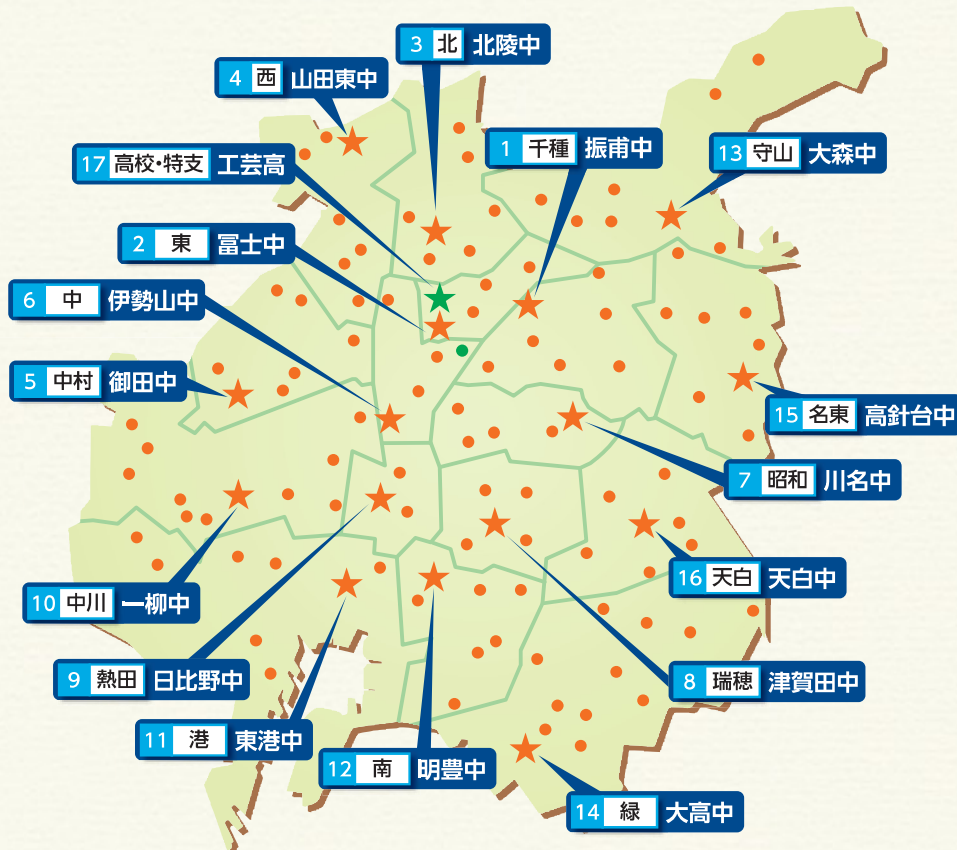
なごや子ども応援委員会は、全市立中学校111校★●と一部の市立高等学校★●に常勤のSCを配置しています。また、全市立幼稚園・小学校・高等学校・特別支援学校にも非常勤のSCを配置し、幼少期から途切れのない支援を行います。

事務局校



市内を17ブロック(中学校ブロック16、高校・特支ブロック1)構成とし、各ブロックに活動の拠点となる事務局を設置しています。

各ブロックでは、常勤のSC、SSW等の専門職が情報共有やケース検討を行い、チームとして連携しながら、事案に対応しています。



なごや子ども応援委員会

よりよい支援をしていくために



主任HP

子ども応援委員会の各ブロックでの活動等を総括するため、令和2年度から主任HPを配置しています。

主な職務内容

- SC、SSW、SS、SPの間の連携協力を総括する。
- ブロックの管理運営及びブロック間の連携・協力に係る調整を担う。
- 重大な事案発生時における緊急支援組織を運営する。
- 職員一人ひとりのスキルに応じた人材育成を行う。

チーム会議

各ブロックでは週1回職員が事務局校に集まり、情報共有やケース検討等を行っています。ケース検討においては、主任HPがケース対応の方針決定の中心となり、役割分担に応じて個別または複数で事案対応を進めます。

専門分野別会

SC、SSW等の職員が専門分野別に集まり、ブロック間の情報共有や、専門的な議論・協議・研修等を行い、個々の力量向上を図るための会合を定期的に行っています。

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律
（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。

なごや子ども応援委員会が求める資質・能力



1 専門職として

- ・職務や職業倫理について深い理解があること
- ・相談者とラポール形成ができること
- ・生物、心理、社会視点を持ってアセスメントできること
- ・アセスメントに応じた支援方針や支援計画等を提案できること
- ・不登校やいじめ等、子どもが抱える諸課題の解決に専門性を生かして取り組むこと

2 学校で勤務するにあたって

- ・学校と子どもを取り巻く環境について深い理解があること
- ・学校コミュニティと適切に協働できること
- ・教育、心理、福祉等、互いの専門性を尊重できること
- ・困難な課題にも最後まで取り組めること

3 こんな人に来てほしい！

- ・自分や他人をリスペクトし、人と働くことが好きな人
- ・コミュニケーションを図ることができる人
- ・成長していく気持ちがある人
- ・社会の変化にも柔軟に対応でき、子どもの支援に注力し続けられる人